

新型コロナウイルス感染症対策支援

事業者へ各種支援

町と県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を支えるため各種支援を行っています。

◎家賃補助の対象を

拡充

町では、地域企業経営継続支援事業費補助金（家賃補助）の対象者を拡充します。

▽対象者 小売業や飲食業、宿泊業、サービス業など（今回から医療業などを拡充）で、次のいずれかに該当する中小企業者

▼令和2年4月～9月のいずれか1カ月で、売り上げが前年同月比で50%以上減少した▼休業し、今後の売り上げが50%以上減少する見込みがある▼（今回から拡充）令和2年2月～9月の連続する3カ月で売上合計が前年同期比で30%以上減少した（申請日時時点で創業から1年経過していない事業者は、連続する3カ月より前の1カ

月の売り上げを3倍にしたものを前年の同月の売り上げとする）——事業者

▽補助率 2分の1以内

▽上限額 1カ月に付き10万円

▽補助期間 令和2年4月～9月の連続する3カ月

▽申請書類 ▼申請書▼事業を行っていることが確認できる書類▼家賃確認書類▼今年と前年同月の売り上げが確認できる書類▼本人確認書類▼委任状（代表者本人が申請できない場合のみ）

※申請書などは、町水産商工課で配布しているほか、町ホームページでダウンロード可能

▼申請期限 令和2年11月16日

◆申請先・問い合わせ 町水産商工課 商工労働係（☎8213 111内線219、228）へ。

◎感染対策などの経費を助成

県では、新たに感染対策や業態転換に取り組む事業者に対し、経費の一部を助成します。

※町の「テイクアウトサービス等導入支援事業補助金」と対象を重複して利用できません。

▽対象者 小売業や飲食業、

サービス業（宿泊業含む）、道路旅客運送業の中小企業者

▽補助率 定額（10分の10）

▽上限額 1店舗に付き10万円

▽補助期間 令和2年4月～12月

※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も契約書や領収書などでの確認できれば対象となります。

▽対象経費 新たに感染対策や業態転換（テイクアウトや移動販売など）に取り組む初期経費など

▼感染症対策：設備費、工事費（付帯工事費を含む）、器具備品費、清掃費、消耗品費▼業態転換：販売促進費、車両費、器具備品費、工事費、手数料、消耗品費

※この他、知事が認めるもの

▽申請書類 ▼申請書兼請求書

▼支出（購入）したことが分かる書類▼受取口座通帳の写し▼法人登記事項証明書など（法人のみ）▼代表者の確認書類（個人事業主のみ）▼公的機関が発行する許認可証の写し（許認可などを要する業種のみ）▼代理受領に関する委任状（申請者と受取口座名義が異なる場合）

※申請書などは、県ホームページでダウンロード可能

◆申請先・問い合わせ 山田町商工会（☎8212515）へ。

ウエルカムやまだクーポン券

取扱店を募集します

山田町観光協会では「ウエルカムやまだ観光宿泊施設等緊急対策事業」のクーポン券取扱店を募集します。この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける町内宿泊業や飲食業などを支援するために行います。

◎取扱店の募集について

▽申込資格 町内の小売業や飲食業、サービス業、道路旅客運送業

※右記に該当しない場合は、お問い合わせください。

▽申込方法 山田町観光協会や町水産商工課に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込みください。

※申込書は、各ホームページからダウンロードできます。

▼山田町観光協会ホームページ（<https://www.yamada-kankou.jp/>）

▼町ホームページ（[http://www.town.yamada](http://www.town.yamada.s://www.town.yamada)）



▽申込期限 8月7日（金）

※期限を過ぎてから申し込む場合はチラシの「取扱店一覧」に掲載されません。

◎クーポン券について

▽内容 ウエルカムやまだ観光宿泊施設等緊急対策事業を利用して町内の登録宿泊施設に宿泊した人（県民）にクーポン券を配布し、町内の取扱店で利用できます。

▽使用期間 令和2年9月1日（火）～令和3年2月1日（月）

▽クーポン券の価格 1枚千円

▽配布枚数 1人1泊あたり1枚

▽配布開始 9月1日（火）

◆申込先・問い合わせ（二社）
山田町観光協会（☎6517901 / ファクス6517902）へどうぞ。